

一般社団法人京都府医師会 母体保護法指定医師の指定基準規則

昭和 62 年 7 月 2 日 制 定
平成 8 年 9 月 26 日 改 正
平成 12 年 4 月 1 日 改 正
平成 19 年 4 月 1 日 改 正
平成 25 年 7 月 10 日 改 正
平成 26 年 7 月 10 日 改 正
平成 30 年 6 月 7 日 改 正
令和 6 年 7 月 11 日 改 正

母体保護法指定医師（以下、「指定医師」という）を指定する場合は、一般社団法人京都府医師会（以下、「本会」という）は母体保護法指定医師審査委員会を設置し、人格、技能及び設備の 3 点を考慮して、適正なる審査を行うと共に遵守事項の励行を求めるものとする。

1 人 格

指定医師は、指定医師としての品位を保ち、責任を負い、義務を履行し得る者であること。

2 技 能

指定医師は、本会が指定する研修機関において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術及び救急処置法等の手技を修得しかつ下記の要件を具備すること。

- (1) 医師免許取得後 5 年以上経過しており産婦人科の研修を 3 年以上受けたもの又は産婦人科専門医の資格を有するもの。
- (2) 研修期間中に、10 例以上の人工妊娠中絶手術*又は流産手術の現地指導を受けたもの。ただし、その内 5 例以上の人工妊娠中絶手術*を含むこととする。（*薬物のみによる人工妊娠中絶は症例数に含めない。）

なお、指定医師の指定を受けるために研修を受けている医師については、所属する主たる勤務施設に関わらず指定医師研修機関又は指定医師研修機関の連携施設（以下、「指定医師研修連携施設」という）で指導医の直接指導の下においてのみ人工妊娠中絶手術ができる。

- (3) 本会の定める指定医師のための講習会（以下、「母体保護法指定医師研修会」という）を原則として申請時まで受講していること。

3 指定医師研修機関の条件

指定医師が指定を受けるために必要な技術を習得させる指定医師研修機関は、下記の各条件を充たす医療施設とする。

- (1) 医育機関の付属施設又は年間の開腹手術 50 例以上（腹腔鏡手術を含める）、かつ分娩数 120 例以上を取り扱う施設で、2 名以上の母体保護法指定医師の資格者を有し、かつ緊急手術に対応できる機関とする。
- (2) 母体保護法指定医師で、研修医を教育することができる人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。主任指導医は原則として、産婦人科専門医の資格を有するものであること。
- (3) 医療機関が単独では指定医師研修機関の要件を満たさない場合でも、医育機関及び要件をみたす指定医師研修機関と連携することにより現地指導を行うことが出来る医療機関を指定医師研修連携施設として本会に登録することができる。

4 指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録の申請

指定医師研修機関の指定又は指定医師研修連携施設の登録を申請するものは、本会会長宛に指定又は登録の申請を行い、指定又は登録を受けなければならない。

(1) 本会は、適格と認めた指定医師研修機関を指定又は指定医師研修連携施設として登録する。本会は、指定した指定医師研修機関には指定証を、登録した指定医師研修連携施設には登録証をそれぞれ発行する。

(2) 指定された指定医師研修機関及び登録された指定医師研修連携施設において、所属する指定医師が欠けた場合、その機関及び施設の長は指定医師が欠員であることを速やかに本会会長宛に届け出なければならない。その時点で指定又は登録は失効する。

5 指定医師指定取得の申請、指定及び登録

指定医師の指定を申請するものは、本会会長宛に「母体保護法指定医師申請書」を提出し、審査を受けなければならない。

本会は、適格と認めたものを指定医師として登録し、指定医師証を発行する。

原則として指定医師は複数の施設の指定医師を兼ねることはできない。

6 設 備

医療施設は、原則として入院設備を有し、救急体制を備えること。ただし、中期中絶を行う場合は、必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を有すること。

7 設備指定の申請、指定及び登録

指定医師の指定を申請するものは、所属する医療施設について、本会会長宛に設備指定の申請を行い、指定を受けなければならない。

その場合、原則として複数の施設の設備指定を受けることができない。

(1) 本会は、適格と認めた施設を設備指定し、本会に登録する。

(2) 指定医師は、設備指定を受けた施設が設備の大幅な変更を行った場合、再申請して再指定を受けなければならない。

(3) 設備指定を受けた施設において、所属する指定医師が欠けた場合、その施設の長は指定医師が欠員であることを速やかに本会会長宛に届け出なければならない。その時点で設備指定は失効する。

8 人工妊娠中絶実施後の届出

指定医師及び指定医療施設の長は、人工妊娠中絶を実施した場合の届出に正確を期すること。

9 指定の更新及び取消

(1) 指定医師の指定の更新は、2年毎に次の諸事項を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を保留し、又は指定の更新を行わないことができる。

①第11項に示す指定医師遵守事項の励行。

②第1項及び第6項の指定条件の各項目に関する適否。

③第8項に示す人工妊娠中絶実施後の届出の励行。

④母体保護法指定医師研修会を必ず受講すること。

(2) 指定医師として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく、直ちに上記各号の事実も勘案して指定医師であることの適否について検討し、指定の取消その他の処分を行うものとする。

(3) 指定医師研修機関の指定の更新は、2年毎に次の諸事項を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を保留し、又は指定の更新を行わないことができる。

①第3項に示す指定条件の各項目に関する適否。

10 指定医師の誓約

指定に際して次項に定める遵守事項を厳守することを文書により誓約するものとする。

11 指定医師の遵守すべき事項

- (1) 人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。
- (2) 診療内容は産婦人科医療を主体とすること。
- (3) 医師会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講すること。
- (4) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先又は他の施設において行わないこと。
- (5) 必要に応じて受胎調節の指導を実施すること。

12 母体保護法指定医師審査委員会

本会内に指定医師審査委員会を設置する。指定医師審査委員は、京都産婦人科医会に推薦を求め、本会理事会において審議のうえ、会長がこれを委嘱する。指定医師審査委員会は会長より諮問を受け、指定医師及び設備指定、指定医師研修機関の指定、指定医師研修連携施設の登録の審査にあたり、審査結果を答申する。必要に応じて指定医師及び実施施設、指定医師研修機関、指定医師研修連携施設に対して実地指導ができる。

13 不服審査委員会

指定に関して不服を有する医師に対し、公正にその意見を徴して審査を行うため、本会内に指定医師審査委員会と別個の不服審査委員会を設ける。

会長は、不服審査委員会の審議結果に基づき不服申立に対する措置を行う。

14 指定基準の変更

本指定基準は、理事会の議決を経なければ、これを改正することができない。

附 則

- (1) 第2項の技能に関しては、昭和46年以降の医師免許取得者に適用する。
- (2) その他の項については、原則として平成30年6月以降の指定並びに更新に際して、これを適用する。
- (3) 本会は、第3項に該当する研修機関のリストを準備しておくものとする。
- (4) 指定の申請に当たっては、主任指導医の証明書又は日本産科婦人科学会専門医証の写しに添えて、第2項(2)に基づく人工妊娠中絶手術又は流産手術の症例に関して、下記の様式による実施報告書を提出するものとする。
ただし、下記の要件を満たし、かつ母体保護法指定医師審査委員会が認めるものについては、第2項(2)に基づく実施報告書は省略することができる。
①以前に指定医師の指定を受けた者で、指定証の写しまたはそれを証明する書類を提出するもの。
- (5) 本改定基準の効力発効以前の基準により母体保護法指定医師の指定を受けている医師は、第2項に定める技能要件を既に充足しているものと見なす。
- (6) 本改定規則は、平成27年2月1日より施行する。
- (7) 第1項から第14項までの本改定規則は、平成30年6月7日より施行する。
- (8) 附則(4)の本改定規則は、平成30年12月1日より施行する。
- (9) 第2項(2)の本改定規則は、令和6年11月1日より施行する。

[別 紙]

(様式 16)

研修症例実施報告書

研修医師氏名 ()

年月日	内容 1. 人工妊娠中絶手術 2. 流産手術	妊娠週数	カルテ番号	病院名	主任指導医名

(3年間総数 1 = 例、2 = 例)